

# やめよ! 徳山ダム

徳山ダム建設中止を求める会通信  
No. 49 (2002. 12. 13)  
事務局 TEL/FAX 0584-78-4119  
大垣市田町1-20-1 近藤方

## 徳山ダム：根拠なき岐阜県（大垣地域）水需要予測

「根拠資料の存在は、調査しなければ分からない」＝岐阜県水資源課

【前号までのあらまし：旧木曾川フルプランは1985年改定予定であったが1993年になってようやく改定された。1999年に発見された文書にその経緯が記されているが、旧フルプラン予測と実績の大きな乖離（大幅な水余り）の「調整」が大幅な遅れの原因だったことが明らかになった。2000年を目標年次としたこのフルプランは「徳山ダム完成は2000年以降」としてその必要性が根拠づけられていない。そして2000年を過ぎてもフルプランは改定されていない。徳山ダムは法的根拠を欠いたまま進められている。水余りの木曾川水系でなお水資源開発が必要か、を迫ると国交省は「地元が必要だ」と言う。本当に地元は徳山ダム開発水を必要としているのか？その根拠は？

大垣地域1市13町は、徳山ダム開発水のうち1.5m<sup>3</sup>/秒を水道水として受水する予定となっている。私たちは今年初めから、この14市町に、現在の水源で不足するという予測があるか、どの位の水を必要とするか、その負担をどう見積もっているか、を尋ねてまわった。14市町すべて「不足するという予測はない」「県から何もきいていない。負担『については全く分からない』とのことであった（「水源が複数あるのは良いことだ」「ダムは治水のために必要だ」というオマケつきだが）。

そこで9月に岐阜県水資源課に「大垣地域14市町の予測では徳山ダムの水は必要ないのだが、岐阜県は何を根拠に必要というのか？」と尋ねた。9月25日にその回答を受け取りに行くと「『平成6年岐阜県水資源長期需給計画』が根拠だ」との答え。「その『水資源長期需給計画』に載せた数値の根拠となったデータや予測方法を明らかにして欲しい」と言うと、2時間にわたっての完全な沈黙が「答え」だった。】

その後水資源課から非公式に再度質問書を出して欲しい旨が伝えられ、11月5日に「当該文書にある『平成22年における（中略）一人一日当たりの平均給水量は467ℓ、同じく一人一日当たりの最大給水量は645ℓ程度になると予測される』『大垣地域水道用水は、基準年に対して平成22年では60%（中略）増加する見込みである』の根拠を示せ」という質問書を送りました。11月末によく返ってきた返事は「数値は、各水道事業者（市町村）ごとに積み上げた数値を元に作成されて市町村によって異なっており、一概に答えることはできません。また、根拠資料の存在は、調査しなければ分かりません。」というものでした。一つの村を完全に潰し、一帯の生態系を壊し、何千億円もの公金を注ぎ込むダム事業の根拠は、存在すらも判明しない資料によっている、というのです。

こうしたふざけたことが言えるのも、日本一の徳山ダム推進派＝梶原県知事の権力に逆らう勢力が見えないから。揖斐川流域の市町村は県の方ばかり顔を向け、県議会は絶対多数与党（野党は1人）、県職員は知事の顔色を伺っている…。「夜明け前」の長野県状態です。岐阜県にも早く夜明けを呼び寄せたいものです。

# 徳山ダム行政訴訟

## 原告側「利水のメリットない」 国側「多目的、広い観点で」

### 岐阜地裁で 口頭弁論 主張出そろい年内結審へ

水資源開発公団が藤橋村で建設中の徳山ダムに反対する市民グループ「徳山ダム建設中止を求める会」のメンバーらが、国土交通省(旧建設相)を相手取り、ダムの事業認定取り消しを求めた行政訴訟の口頭弁論が九日、岐阜地裁(林道春裁判長)であった。一九九九年三月の提訴以来、二十四回の弁論を重ねた訴訟は今回で双方の主張が出そろい年内には結審。来春以降に判決が言い渡される見通しだ。

原告側は、公団に九八年十二月に国が土地収用法に基づく事業認定をしただけで、公団は「ダムに公益性がある」と認めた。認定でダム建設用地でトラスト運動などを続けた地権者から同法に基づく強制収用ができることになった。しかし、原告側は両県がまとめた給水量の統計などをもとに「公団の予測は水需要を過大評価している」と指摘。例えば、同公団の予測では、公団の予測では名古屋市の二〇一八年度の一人当たり一日の平均給水量は五百一七リットル、九五年の平均は四百七十七リットルから毎年伸び続けると試算した。これに対し、原告側は、同市の平均給水量は約二十年間、四百リットル前後で推移しているという統計を示し、同公団の予測

通りには需要が伸びない」とした国の認定を違法とし、ダム建設による利水面のメリットを否定。環境に及ぼす影響や自治体の財政負担増から建設

中止の利点を論じた。一方、国側は「洪水調節や発電などの機能もある多目的ダム。利水だけでは論じられない」と主張。「ダムのすべての目的から事業認定は妥当で、違法性はない」と、広い観点から審理するよう求めてきた。同ダムは〇〇年五月に着工し、完成予定は〇七年度末。「仮の話はしたくないが、もし負けたら控訴する」「国土交通省(総合政策局)」「(あらい)が勝っても高裁に行く事だ」「(原告団)と、一審判決で決着が付く見込みは低い。原告団の一人は「ダムが完成すれば、判決にかかわらず運用は止められないが、まだ時間はある。高裁まで争っても、勝てば実効性のある判決になるかもしれない」と期待を寄せる。

## 徳山ダム全用地取得へ

5件認可

県収用委員会は三十日までに、徳山ダム損壊部(藤橋村)の建設事業に伴い、水資源開発公団が裁判申請と明け渡しを申し立てていた約二十六件について、土地収用手続きが九九年二月から開始されていると発表した。同公団が同日明らかにした。一九九九年(平成十一年)二月の土地収用判決の申請以来、計二十二件の土地収用事件はすべて終了した。昨年五月には、ダム建設の反対住民ら約百人のトラスト運動による共有地の生命と生活を守る市町村連合「小川敏会長(垣市長)」は「常に洪水の危険にさらされる流域住

世帯すべてが移転。その後も任意交渉が進められていたが、約千四百分の事業用地のうち、用地交渉が難航した二十二件の約二十六件について、土地収用手続きが九九年二月から開始されていると発表した。同公団によると、事業用地取得は、一カ所の〇・〇二畧だけ

上の安全にかかるとの思いで、判決はやむを得ないと思う。安心して暮らせる街づくりのため、一日も早い完成を望む」とコメントした。国にダムの事業認定取り消しを求める行政訴訟を起している住民グループ「徳山ダム建設中止を求める会」の近藤ゆり子事務局長は「初めから判決ありきで、収用委に公平性はない。既成事実を積み重ね、第三者のお墨付きで工事を進めるといやり方がおかしい。四十年以上前の計画に公共性はあるのか」と語っている。

岐阜

1/2

# 揚水発電 曲がり角

## 相次ぐ中止・先延ばし

全国の揚水発電新設計画

発電所名	所在地	最大出力 (kw)	当初(上)と現在(下)の最終完成予定時期
北海道電力	京極 北海道	60万	{08年4月以降 12年4月以降
東京電力	葛野川 山梨県	160万	{00年4月以降 11年4月以降
	神流川 {群馬県 長野県}	282万	{04年4月以降 11年4月以降
中部電力	川浦 岐阜県	130万	{04年7月以降 21年4月以降
	木曽中央 長野県	180万	{12年4月以降 22年4月以降
関西電力	金居原 {滋賀県 岐阜県}	228万	{03年9月以降 中止
九州電力	小丸川 宮崎県	120万	{03年4月以降 08年7月以降
電源開発	湯之谷 新潟県	180万	{中止 04年4月以降
	徳山 岐阜県	40万	{84年3月 08年度

## 需要減り投資重荷

揚水発電所の新設計画が、中止されたり、運転開始が大幅に遅れたり、峻路に立っている。景気低迷で電力需要が伸び悩み、新規の揚水発電の必要性が薄れているに加え、電力自由化による競争激化で、電力会社が巨額の投資が重荷になっているためだ。

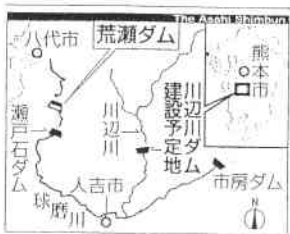


熊本知事

## 荒瀬ダム撤去表明

全国初、地元要請受け

12/10 朝日



大垣・荒崎地区

## 「水害なくす会」設立

防水壁の設置や補償求め

12/1 朝日

## 徳山ダム裁判・行政訴訟結審、住民訴訟も加速します

10月9日(水)に、行政訴訟(事業認定取消訴訟・収用裁決取消訴訟)の事実上の結審がありました。原告側・被告側双方から同時に最終準備書を提出し、原告(上田武夫氏・村瀬惣一氏)及び弁護団から口頭での意見陳述がありました。【原告側最終準備書面は当会HPで】この裁判を通して、原告側は「水資源開発公団を事業者とする水資源開発ダム・徳山ダムの受水予定地域において水需要が全く存在しない以上、当該事業認定は違法だ。」と主張してきました(同時に徳山ダムによる「洪水調節」や「渇水対策」が無意味で、失われる利益(環境など)が大きいことも明らかにしてきました)。被告側は「事業の合理性・正当性を全面的に主張するというより、行政側に傾きがちな日本の裁判所の姿勢によりかかっています。土地収用法20条3号要件については「社会通念上著しく不相当な点があり、その裁量権の逸脱があったと認められる場合にのみ」違法となる、4号要件については「事業の推進について各自治体が望んでいるか、知事や議会の考えはどうかといったことも含まれる」「裁量行為であることは異論がない」というように。

裁判官がまともに公共性・公益性の中身を判断すれば、原告側勝訴となるはずですが。それとも被告・国交省の論法に乗って「(問題は多々あるが)裁量権を大幅に逸脱し違法であるとは言えない」として国交省の側に立つのでしょうか。「お上がやるのだから間違いはない」という土地収用法の運用の現状を容認させてはいけません。

行政訴訟は、裁判所からの釈明、双方の準備書面の補充提出などを経て12月25日(水)10時に最終的に結審します。

住民訴訟(公金支出差止訴訟)の方は、前回(10月18日)、裁判所が「行政訴訟の方が一段落したので、住民訴訟の方を加速したい」との意向を示しました。次回(1月17日(金)13時)には証人尋問の予定なども決めていくことになると思います。

12月25日(水)18時～ すき焼きパーティー

### 徳山ダム建設中止を求める会 忘年会

会費2000円 (事務局近くの工場の食堂をお借りして行います)

5～6年前の徳山の様子や私たちの活動の様子を撮ったビデオの上映もあります。来年の運動方針なども一緒に考えましょう。多数のご参加を期待します。

参加ご希望の方は、事務局(0584-78-4119)にご連絡を。

当会の財政状態が厳しくなってきました。来年の裁判費用が心配です。会費をお願いするには少し早いのですが、会費・カンパのお振り込みをお願いします。

原告会費=半年5000円、1年10000円 一般会費=1年2000円

「やめよ!徳山ダム」 徳山ダム建設中止を求める会 代表:上田武夫

編集責任:近藤ゆり子 事務局 〒503-0875 大垣市田町1-20-1

TEL/FAX 0584-78-4119 Email: tokuyama@geocities.co.jp

URL: <http://www.geocities.co.jp/WallStreet/1214/>

郵便振替:00800-7-31632 年会費 2000円